実習委託契約書

　学校法人大阪医科薬科大学（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、甲の施設において乙の学生（以下「実習生」という。）の臨床実習（以下「実習」という。）を実施するにあたり、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲に対し、次のとおり実習の実施を委託する。

（１）対象者　　　　大学　　学部　　　学科学生

（２）実習期間 　　年　　月　　日から　　年　月　　日まで

（３）実習施設 大阪医科薬科大学病院（大阪府高槻市大学町2-7）

（遵守事項）

第2条 実習生は甲の実習指導責任者等の指示を遵守し、職場の秩序を乱す行為及び甲の業務に支障を来す行為を一切してはならない。

（実習教育費）

第3条 乙は甲に対し、実習教育費として、実習生1名につき1日あたり3,000円（消費税含む）を支払うものとする。なお、乙または実習生都合により実習を実施できない場合、前述の支払いが生じるものとする。ただし、事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となった場合、甲乙双方協議の上決定する。

（実習生の健康状態）

第4条 本契約書に定める実習にあたって実習生の健康状態に問題が生じた場合には、甲乙双方は協議の上、当該実習生の実習を中断または中止することができる。

（秘密保持義務）

第5条 乙及び実習生は、実習中に覚知した甲の業務内容及び甲の利用者及び従業員等の個人情報について、実習中及び実習終了後においても第三者に漏洩してはならない。

２.　甲及び甲の従業員は、実習中に覚知した乙の実習内容及び実習生等の個人情報について、実習中及び実習終了後においても第三者に漏洩してはならない。

３.　その他実習中における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守する。

（実習生の疾病及び傷害）

第6条 甲の重大な過失が起因する場合を除き、実習生が実習中に負傷し、又は罹病した場合は、乙が責任を持って処理する。

（損害賠償）

第7条 実習生の故意又は過失によって、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙がその責任を負うものとする。

(契約の解除)

第8条 次の各号の一に該当するときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、契約を解除することできる。

1. 乙がこの契約に違反したとき。
2. 甲においてやむを得ない事由によりこの契約を履行できなくなったとき。
3. 前条による事態が生じたとき。
4. 実習期間中、実習生が著しく甲に迷惑を及ぼし、業務の遂行に支障をきたすおそれがあると認

　　めたとき。

(反社会的勢力等の排除)

第9条 甲および乙は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

1. 自らもしくはその子会社が、暴力的、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者また 　　はその構成員（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）ではないこと。
2. 自らもしくは子会社の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を使用させ、本契約を締結するものではないこと。
4. 反社会勢力が経営に実質的に関与していないこと。
5. 反社会的勢力に対して資金の提供等の利益の供与または便宜を供与するなどの関与をしていないこと。

２ 甲および乙が前項に違反したとき、相手方は催促を要せずに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができこれにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、大阪地方裁判所を第一審の専属

　的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方は誠意をもって協議解決するものとする。

　以上、本契約の成立を証し、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する

　　年　　月　　日

1. 大阪府高槻市大学町2番7号

学校法人　大阪医科薬科大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　植木　　實　印

1.